

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：(財) 宮城県公衆衛生協会

試料採取年月日：平成 24 年 1 月 12 日（角田衛生センター）

平成 24 年 1 月 13 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰            |                 |                 |               |
|---------------|----------|----------------|-----------------|-----------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>ヨウ素 131 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 不検出            | 289             | 390             | 679           |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 不検出            | 566             | 766             | 1,332         |

- ＜備考＞
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

# 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：(財) 宮城県公衆衛生協会

試料採取年月日：平成 24 年 2 月 14 日（角田衛生センター）

平成 24 年 2 月 11 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰            |                 |                 |               |
|---------------|----------|----------------|-----------------|-----------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>ヨウ素 131 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 不検出            | 186             | 241             | 427           |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 不検出            | 266             | 348             | 614           |

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

# 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

## 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：(財) 宮城県公衆衛生協会

試料採取年月日：平成 24 年 3 月 12 日（角田衛生センター）

平成 24 年 3 月 12 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰            |                 |                 |               |
|---------------|----------|----------------|-----------------|-----------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>ヨウ素 131 | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 不検出            | 153             | 229             | 382           |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 不検出            | 265             | 365             | 630           |

- ＜備考＞
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社  
試料採取年月日：平成 24 年 4 月 24 日（角田衛生センター）  
平成 24 年 4 月 25 日（大河原衛生センター）  
試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰                        |                            |               |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>セシウム 134<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム 137<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 1,100<br>(33)              | 1,800<br>(27)              | 2,900         |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 1,100<br>(32)              | 1,500<br>(26)              | 2,600         |

- ＜備考＞
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 5 月 23 日（角田衛生センター）

平成 24 年 5 月 11 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰                        |                            |               |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>セシウム 134<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム 137<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 810<br>(27)                | 1,200<br>(22)              | 2,010         |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 1,800<br>(30)              | 2,500<br>(25)              | 4,300         |

- ＜備考＞
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 6 月 14 日（角田衛生センター）

平成 24 年 6 月 12 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰                        |                            |               |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>セシウム 134<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム 137<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 730<br>(25)                | 1,000<br>(22)              | 1,730         |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 1,700<br>(30)              | 2,500<br>(28)              | 4,200         |

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 7 月 16 日（角田衛生センター）

平成 24 年 7 月 20 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰                        |                            |               |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>セシウム 134<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム 137<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 930<br>(24)                | 1,500<br>(24)              | 2,430         |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 610<br>(26)                | 970<br>(20)                | 1,580         |

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社  
試料採取年月日：平成 24 年 8 月 16 日（角田衛生センター）  
平成 24 年 8 月 21 日（大河原衛生センター）  
試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰                        |                            |               |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>セシウム 134<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム 137<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 510<br>(23)                | 780<br>(17)                | 1,290         |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 850<br>(31)                | 1,330<br>(23)              | 2,180         |

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。



組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 9 月 13 日（角田衛生センター）

平成 24 年 9 月 13 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰                        |                            |               |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>セシウム 134<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム 137<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 490<br>(22)                | 790<br>(18)                | 1,280         |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 610<br>(23)                | 910<br>(21)                | 1,520         |

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 10 月 26 日（角田衛生センター）

平成 24 年 10 月 12 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰                        |                            |               |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>セシウム 134<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム 137<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 200<br>(17)                | 410<br>(17)                | 610           |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 1,000<br>(27)              | 1,700<br>(23)              | 2,700         |

- ＜備考＞
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 11 月 12 日（角田衛生センター）

平成 24 年 11 月 8 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰                        |                            |               |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>セシウム 134<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム 137<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 330<br>(21)                | 560<br>(18)                | 890           |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 530<br>(26)                | 950<br>(19)                | 1480          |

- ＜備考＞
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 24 年 12 月 27 日（角田衛生センター）

平成 24 年 12 月 7 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰                        |                            |               |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>セシウム 134<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム 137<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 280<br>(19)                | 490<br>(17)                | 770           |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 520<br>(29)                | 990<br>(23)                | 1,510         |

- ＜備考＞
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 25 年 1 月 24 日（角田衛生センター）

平成 25 年 1 月 21 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰                        |                            |               |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>セシウム 134<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム 137<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 84<br>(12)                 | 162<br>(14)                | 246           |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 230<br>(17)                | 390<br>(13)                | 620           |

- <備考>
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。